

俊一六郎種栄と相承する大蔵一族である。京都郡久保郷を本貫とする在庁官人で、郷司職か久保庄の庄官であつたと思われる。種家は宇佐宮祝大神氏と姻戚関係を結び、企救郡貫庄今吉・元重・時重名を譲られ、同庄弁分名や下毛郡にも進出するようになっている。

八 鎮西談議所と宇都宮通房

鎮西四頭奉行 執權北条時宗の舅安達泰盛が攻め滅ぼされた霜月騒ぎ
人 城井通房 動の翌年、平頼綱は鎮西の事について画期的な方針を発表した。『大友文書』によると、

鎮西の輩の訴訟の事、……自今以後においては、別しての仰せに非ざるの外は、関東や六波羅に参るべからず。訴訟あらば、(大友頼泰)兵庫入道・少式(義貞)入道・薩摩入道・河谷重卿(義重)入道寄合いて裁許せしむべし。国において成敗しがたきは、子細を注進すべし。……但し、奉行人中に敵対する事あらば、殘る人々をして尋ね沙汰せしむべし(下略)

(原漢文)

蒙古の襲来にそなえて警固番を強化・維持していかなければならぬ時に、地頭御家人、寺社の別当・神主・供僧、所々の名主・庄官等は、関東へ訴訟に出かけることをやめなかつた。そこで、博多に談議所を設け、四人の奉行が合議して裁決することにした。博多で裁決できない場合や越訴は調査結果を六波羅探題へ報告せよというものである。この法令は、天野遠景以来、百年ぶりに訴訟裁決権を九州に移譲したこと意味する。鎌倉幕府は、訴訟裁決権を本領安堵や新恩給与と共に、將軍に属する重要な権限としてきた。それが蒙古襲来の緊張時に、北条氏以外の御家人に付与されることになったのである。

鎮西談議所四頭奉行人の一人に宇都宮薩摩前司通房が選ばれたのは何故であるうか。

文永の役以前に、大友頼泰・少式資能兩人を鎮西東西奉行として、從來の守護の権限を越える権力を与えて、鎮西全域の武士を統率させたが、弘安の役後、北条時定を下向させて、博多の東西奉行の権限を吸収し、少式氏も豊前・肥前の守護職を失うにいたる。肥後の守護安達泰盛と守護代盛宗の後は北条貞時がおさえ、代官に宇都宮通房を起用した。

筑後國守護 宇都宮通房は、いわば得宗家（北条嫡流家）の御内人城井通房(家来)となつたのである。その関係によつて、永仁三年（一二九五）より筑後国の守護職にも補任され、通房の死後、その子頼房が正和三年（一二三一四）まで、同国守護職を務めることになる。渋谷重郷も北条氏の日向国守護代であったから、御内人化していることを考へると、平頼綱は、少式・大友の守護クラス御家人二人に、北条得宗領の守護代＝御内人二人を加えて訴訟を裁決させようとしたことが知られる。

当時の守護代は、安東蓮聖に代表されるごとく、自身経済力があり、主人の家計を肥やすような人物が選任されていたから、宇都宮通房もそのような人物であったと考える。

正応六年（一二九三）六月の『阿蘇文書』には「守護薩摩入道施行」と端書にあるが、北条貞時が守護であるから、通房は守護代であったのである。通房は『紀井系図』では建治元年（一二七五）二月二十六日、七十三歳で死去したとなつてゐるが、永仁三年（一二九五）六月十三日ごろ「筑後國守護薩摩入道尊覚」と見え、生存している（『文書』）。永仁七年四月十日の鎮西引付衆に名が見えないので、これ以前に死去したものと考えられる。